

高圧機器の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とする高圧機器は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準仕様書」という。)に規定する以下の機材である。

機材名 高圧機器

- 細 目 ①高圧交流遮断器
③高圧進相コンデンサ
④高圧限流ヒューズ
⑤高圧負荷開閉器
⑥高圧変圧器(特定機器)
⑦高圧避雷器

2. 品質・性能等に関する事項

標準仕様書における受変電設備工事の「高圧機器」の規定に適合するものであること。